

子総発0831第1号
子保発0831第1号
子家発0831第1号
子子発0831第2号
子母発0831第2号
障障発0831第1号
令和4年8月31日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市

児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について

児童福祉施設等（認可外保育施設を含む。）における衛生管理については、かねてから適正な指導をお願いしており、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成9年6月30日児企第16号。別添1参照。以下「平成9年通知」という。）等に留意しつつ、各児童福祉施設等に対し、指導・助言をお願いしているところです。

平成9年通知においては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号。別添2参照。）を参考にするようお示しているところですが、今般、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、児童福祉施設等における衛生管理については、個々の現場の実態を踏まえた適切な

衛生管理の推進を図るため、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設に関しては、地方公共団体は、大量調理施設衛生管理マニュアルに限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考に指導を行うことも可能であることを明確化することとされました。

これを踏まえ、中小規模で調理を行う児童福祉施設等（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設）における衛生管理については、下記のとおりとしますので、管下の児童福祉施設等に対し、衛生管理を徹底するよう指導・助言をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理については、大量調理施設衛生管理マニュアルに従って衛生管理を実施していただくこと以外にも、

- ・衛生上支障がなければ、大量調理施設衛生管理マニュアルや平成9年通知の参考資料Ⅰを参考とし、各施設の実態に応じ衛生管理を実施することや、
- ・関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（※）を参考にして各施設の実態に応じ衛生管理を実施すること

も可能であること。

※ 関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書については、以下のURLを参照（児童福祉施設等においては、小規模な一般飲食店向け、旅館・ホテル向け、委託給食事業者向け、学校給食米飯の製造等の手引書の活用が考えられます。）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

（参考）

○令和3年の地方からの提案等に関する対応方針

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r03/k_tb_r3_honbun.pdf

○令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r03/tb_r3_kekka_12_mhlw_1.pdf

以上